

Subject: 事務所則改正について  
Date: Mon, 29 Nov 2021 00:01:56 +0000  
From: 高橋 元

各支部、支部長様  
(C.C. 役員各位様、後藤顧問)  
本部、高橋です。

お世話になってます。

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（12月1日公布、一部を除き同日施行）公布施行は12月ですが、今回は、事前周知を行うこととされ、厚生労働省はリーフレットをすでに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

よろしく願いいたします。